

東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会設置要綱

(制定) 令和 7 年 4 月 15 日付 7 環気環第 8 号

(設置目的)

第 1 条 東京都は、2050 年ゼロエミッション東京の実現に向けて、都内 CO₂ 排出量の約 7 割を占める建築物関連からの排出量を削減するため、新築建築物の断熱・省エネルギー化とともに、再生可能エネルギー利用設備の設置等についても強力に取り組んでいく必要がある。これに向けて、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）に基づく「東京都建築物環境計画書制度」（以下「計画書制度」という。）及び「東京都建築物環境報告書制度」（以下「報告書制度」という。）の改正を行うに当たり、専門的な見地から学識経験者等の意見を聴くため、東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会では、次の事項について学識経験者等の意見を聴取する。

- 一 建築主等が順守すべき建築物等の省エネルギー性能基準に関する事項
- 二 再生可能エネルギー利用設備設置基準に関する事項
- 三 電気自動車充電設備整備基準に関する事項
- 四 東京都建築物環境配慮指針に関する事項
- 五 新築建築物の環境性能の評価・表示に関する事項
- 六 新築建築物の環境性能の説明に関する事項
- 七 その他必要な事項

(構成)

第 3 条 検討会は、環境局長が委嘱する学識経験者 7 名以内の委員をもって構成する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱を受けた日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 5 条 検討会には会長及び副会長を置き、環境局長がこれを指名する。

2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

(招集等)

第 6 条 検討会は、環境局長が招集する。

2 環境局長は、感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営が必要な場合など、必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

- 3 環境局長は、必要があると認めるときは、委員以外の学識経験者又は関係団体等（以下「専門委員等」という。）にその意見を聴くことができる。
- 4 前項の専門委員等への意見を聴く方法は次のとおりとする。
 - 一 検討会への出席
 - 二 検討会開催日以前に意見を聴取
- 5 前項第二号により専門委員等へ意見を聴いた場合は、当該専門委員等の氏名及び略歴、意見を聴いた日時並びに聴取した意見の内容を検討会へ報告するとともに、専門委員等から資料等が提示された場合、当該資料等の内容についても検討会に報告する。

（庶務）

第7条 検討会の庶務は、環境局気候変動対策部環境都市づくり課において処理する。

（会議の運営）

第8条 会議は公開とする。

- 2 検討会の運営方法は、会長が検討会に諮って決定する。

（議事録及び会議資料）

第9条 会議ごとに議事録を作成することとする。

- 2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。
- 3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。
- 4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。

（その他）

第10条 この要綱に定めのない事項については、環境局長が別に定める。

附 則（令和7年4月15日付7環気環第8号）

（施行日）

- 1 この要綱は、令和7年4月15日から施行する。